講演会事業実施規則

(規則の準拠)

第1条 この規則は、一般財団法人広島県勤労者福祉推進協会(以下「この法人」という。)の定 款第4条第3号に基づき、勤労者の福祉向上に関する講演会事業の実施について定める。

(目 的)

第2条 勤労者の資質の向上はもとより、一般社会のより高度な知識及び教養を身に付けるため各 種講演会を開催し、勤労者の社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(講演会)

第3条 講演会は政治、経済、労働、時事、文化、スポーツ等広範囲に亘るものとし、県内各地で 開催する。

(疑 義)

第4条 この規則に疑義を生じたときは、理事会の決議によりで決定する。

(改 廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附則

この規則は、この法人の移行(設立)の登記の日(平成26年4月1日)から施行する。